

SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会

第2回総務企画専門委員会

**SAGA
2024**

国スポ・全障スポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時:令和5年4月14日(金)11:00~

場所:玄海町町民会館2階イベントホール

◆第2回総務企画専門委員会

【第1号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町案内所・休憩所設置運営要項（案）について……………3

【第2号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町売店設置運営要項（案）について……………5

【第3号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町識別用品整備要項（案）について……………20

【第4号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町保険加入要項（案）について……………21

【第5号議案】

SAGA2024 国スポ玄海町大会報告書編成方針（案）について……………24

SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会

第2回総務企画専門委員会 次第

1 開 会

2 議 事

- (1) 第1号議案 SAGA2024 国スポ玄海町案内所・休憩所設置運営要項（案）について
- (2) 第2号議案 SAGA2024 国スポ玄海町売店設置運営要項（案）について
- (3) 第3号議案 SAGA2024 国スポ玄海町識別用品整備要項（案）について
- (4) 第4号議案 SAGA2024 国スポ玄海町保険加入要項（案）について
- (5) 第5号議案 SAGA2024 国スポ玄海町大会報告書編成方針（案）について

3 閉 会

SAGA2024 国スポ玄海町案内所・休憩所設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 国スポ玄海町観光・おもてなし基本計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024 国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技会、宿泊、交通、観光等の案内を行う案内所並びに憩いの場及び交流の場を提供するための休憩所の設置運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関等と協議のうえ、主要駅等に設置するものとし、受付案内所及び休憩所は、競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議のうえ、定めるものとし、受付案内所及び休憩所の設置期間は、原則として競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとし、受付案内所及び休憩所の開設時間は、競技開始予定時刻の1時間前から競技終了時刻の30分後までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技会場、競技日程等の案内に関すること。
- イ 交通、観光等の案内に関すること。
- ウ 観光パンフレット等配布物の管理に関すること。
- エ 総合案内所及びその周辺の装飾の管理に関すること。
- オ その他総合案内所に関すること。

(2) 受付案内所

- ア 役員、来賓、報道員、視察員等の受付及び資料等の配布に関すること。
- イ 競技会場、競技日程等の案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊、観光等の案内に関すること。
- エ 要介助者への対応に関すること。
- オ 遺失物及び拾得物の受付に関すること。
- カ 一般観覧者に対する案内に関すること。
- キ その他受付案内所に関すること。

(3) 休憩所

- ア 大会参加者等に対する飲食物の提供に関する事。
- イ 休憩所及びその周辺の管理、運営及び美化に関する事。
- ウ ドリンクコーナー等の設置、運営及び撤去に関する事。
- エ その他休憩所に関する事。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) リハーサル大会における総合案内所についても、この要項を準用する。

SAGA2024 国スポ玄海町売店設置運営要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024 国スポ玄海町観光・おもてなし基本計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024 国スポ」において、SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が実施する売店の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、競技会場とする。ただし、町実行委員会は必要に応じてこれを変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、競技会の開催期間中とする。ただし、町実行委員会は必要に応じてこれを変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、町実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び位置は町実行委員会が決定し、売店の規模は、1ブースあたり約20㎡（2間×3間のテント相当）とする。ただし、町実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

6 運営設備等

(1) 売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについて売店の出店者（以下「出店者」という。）が希望するときは、町実行委員会が準備するものとする。

ア テント（2間×3間）1張以内（横幕を含む。）

イ 長机 6台以内

ウ 椅子 4脚以内

(2) その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとするが、町実行委員会が運営上必要と認める場合は、町実行委員会が準備するものとする。

なお、町実行委員会の許可を受けて火気器具等又は燃料等危険物を使用する出店者は、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

(3) 飲食物を取り扱う出店者は、食品衛生関係法令の基準に従い、容器包装などに

より汚染防止及び直射日光を避ける等必要な措置を講じ、保管及び陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理するものとする。

7 出店申請

出店希望者は、町実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）、売店出店誓約書兼承諾書（様式第4号）及びその他必要な書類を添えて、町実行委員会に提出しなければならない。

8 取扱品目

売店における取扱品目は、次に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 国スポ記念グッズ（国民スポーツ大会標章等を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は SAGA2024 実行委員会の使用承認を得ているもの。）
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（アルコールを除く）
 - ア 製造加工品（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの）
 - イ 現地調理品（あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理または加工のみを行うもので、保健所の営業許可を得ているもの）
- (5) 宅配便
- (6) その他町実行委員会が特に必要と認めるもの

9 出店者条件

出店者は、(1) の条件のいずれかに該当し、かつ (2) の条件をいずれも満たす者とする。

- (1) 次の条件のいずれかに該当する者
 - ア 申請時に1年以上、玄海町内に店舗を有して営業を継続している者
 - イ 競技団体の推薦があり、町実行委員会が必要と認める者
 - ウ 第71回国民体育大会以降の国体、競技別リハーサル大会又は SAGA2024 国スポ競技別リハーサル大会に出店実績がある者
 - エ その他町実行委員会が認める者
- (2) 次の条件のいずれも満たす者
 - ア 競技会の開催期間中、本要項で定める開設時間を遵守し、継続して出店するこ

と。

イ 法令等により許可を必要とする営業については、当該許可を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物を取り扱う出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便（赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌（必要に応じてノロウィルスを含む。））を実施し、その結果を町実行委員会に提出できること。

なお、検便に係る費用は出店者の負担とする。

エ 申請書提出時点において、町税（玄海町が賦課徴収するものに限る。）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

オ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

カ 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

10 経費の負担

(1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

(2) 出店者は、売店設置会場の管理に要する経費の一部として、1ブース当たり1日5,000円を出店料として負担しなければならない。ただし、売店の規模が第5項に規定する規模の半分以下の場合又は移動販売車による出店を町実行委員会が認めた出店者の場合は、当該出店料の半額とする。

(3) 出店者は、出店料を町実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むものとする。

なお、振込手数料は、出店者が負担するものとする。

(4) 既納の出店料は、還付しない。ただし、出店者の責めに帰することができない特別な理由があると町実行委員会が認めるときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

(5) 第2号の規定にかかわらず、町実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当するときは、出店料を免除することができる。

ア 町内に事業所を有して営業している者

イ 障害者就労施設等

ウ 国又は地方公共団体

- エ 宅配便を主として営業している者
- オ その他町実行委員会が特に認める者

- (6) 出店者は、出店料の免除を受けようとするときは、売店出店料免除申請書（様式第7号）を町実行委員会に提出するものとする。
- (7) 町実行委員会は、前号の規定による提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、出店者に売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を送付するものとする。

11 出店者の選定

町実行委員会は、第7項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請した者が、次のいずれかに該当するときは、町実行委員会は当該申請をした者を優先して選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) その他町実行委員会が適当と認めた者

なお、町実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

12 出店許可証の交付

町実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行する。また、出店に係る手続き完了を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

食品に関する営業許可を必要とする出店者は、速やかに所轄保健所に必要な届出を行い、許可を証明する書類又は収受印が押された許可申請書等の写しを町実行委員会に提出しなければならない。

14 売店監督員

- (1) 町実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、町実施本部（休憩所・売店係）とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項について監督するものとする。

15 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに町実行委員会に報告しなければならない。

- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

16 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外の商品等を取り扱うこと。
- (5) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (6) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

17 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 町実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 感染症拡大防止対策として、SAGA2024 国スポ玄海町感染症（防疫）対策要項に基づき、必要な対策を講じること。
- (6) 販売品等の搬入搬出する車両には、町実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。なお、搬入車両は、原則として1売店につき1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、町実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 服飾は、清潔な衣服を着用し、町実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心がけること。
- (10) 天候の悪化等の事情により、町実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (11) 町実行委員会が大会前に開催する出店者説明会には、出店者、従事者又はその代理者が必ず出席すること。
- (12) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、直ちに町実行委員会に報告す

ること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。

- (13) 関係法令等を遵守し、施設管理者、町実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

18 管理運営

売店における販売品等及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可抗力による災害に対しても、町実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

19 事故発生時の対応

売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

また、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

20 許可の取消し

町実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、町実行委員会に対して損害賠償を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他町実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めるとき。

21 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、町実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

22 損害賠償

出店者及びその従事者は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくこと。

23 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を町実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等、町実行委員会が予測できない理由

により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を町実行委員会に請求することはできない。

24 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) リハーサル大会における売店についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

年 月 日

SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会
会長 脇山 伸太郎 様

申請者住所 _____
商号又は名称 _____
代表者役職名 _____
及び氏名 _____ 印
電話番号 _____

売店出店申請書

SAGA2024 国スポにおいて、玄海町実行委員会が運営する競技会場内に、売店を出店したいので、SAGA2024 国スポ玄海町売店設置運営要項第7の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店希望会場 _____
- 2 出店希望形態 テント (_____ 張) ・ その他 (_____)
- 3 添付書類
 - (1) 売店出店概要書 (様式第2号)
売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書 (様式第3号)
売店出店誓約書兼承諾書 (様式第4号)
 - (2) 売店責任者及び従事者の本人確認書類
(運転免許証、パスポートの写しなど公的機関が発行したもので、顔写真のあるもの。ない場合は実行委員会の指示を仰ぐこと)
 - (3) 玄海町税の納税 (完納) 証明書 ※写し可
(申請日以前3ヶ月以内の日付のもので、滞納がないことを証明するもの)
 - (4) 消費税及び地方消費税、法人税 (個人の場合は所得税) に未納の税額がないことの証明書 (納税証明書その3の3 (個人の場合は納税証明書その3の2)) ※写し可

(様式第2号)

売店出店概要書

※会場ごとに記入してください。

ふりがな 商号又は名称				
ふりがな 代表者役職名及び氏名				
代表者生年月日	年	月	日	
所在地	〒			
連絡先	【電話】	【FAX】		
出店担当者	【氏名】	【電話】		
業種				
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んでください。)	スポーツ用品・国スポ記念グッズ・宅配便・その他 ()			
国体等出店実績 ※実績がある場合は、証明書等の写しを添付してください。	有 () ・ 無			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した 許可等の種類 ※許可証等の写しを添付してください。	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無			
販売品価格等一覧				
NO	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※足りない場合は、別紙に追加してください。

(様式第3号)

売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書

※会場ごとに記入してください。

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※売店責任者及び従事者にはふりがなを記入してください。

※売店責任者及び従事者の本人確認書類(免許証、パスポートの写しなどの公的機関が発行したもの)を添付してください。

※従事する可能性がある者全員の氏名を記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台ですが、会場によっては、駐車場を準備できない場合があります。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込備品一覧表 (SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会が設営する備品以外のもの)

備品名	規格等	持込目的

※電源、火気の使用に伴う備品を使用する場合は記入してください。(発電機、プロパンガス等)

(様式第4号)

年 月 日

SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会
会長 脇山 伸太郎 様

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____

売店出店誓約書兼承諾書

「SAGA2024 国スポ」玄海町競技会場への売店出店申請にあたり、以下の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 「SAGA2024 国スポ玄海町売店設置運営要項」を遵守します。
- 2 取扱品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。
- 3 出店に際して、出店位置、出店時間等の運営方法について、SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会に異議を申し立てません。
- 4 虚偽の申請又は不当な手段により売店出店許可を受けたことが判明し、許可を取り消され、撤去命令を受けた場合において、SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会に異議を申し立てません。
- 5 破産手続き開始の決定を受けた法人又は精算法人ではないこと。
- 6 成年後見人、被保佐人又は破産者ではないこと。
- 7 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に既定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- 8 法人又は個人で、その役員等のうちに暴力団員のある者又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているものではないこと。
- 9 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に既定する暴力団をいう。以下同じ。）を利用しているものではないこと。
- 10 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているものではないこと。
- 11 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものではないこと。
- 12 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用しているものではないこと。
- 13 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻をしていないが事実婚を含む）ではないこと。
- 14 7から13までに掲げるものを従事者等として使用しているものではないこと。

(連絡担当者)

担当者所属： _____

担当者氏名： _____

電話番号： _____

F A X： _____

E-mail： _____

(様式第6号)

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者役職及び氏名 様

SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会
会長 脇山 伸太郎 印

売店出店許可証

年 月 日付で申請があった SAGA2024 国スポにおける SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会が運営する競技会場内の売店出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商 号 又 は 名 称	
代 表 者 役 職 名 及 び 氏 名	
所 在 地	
出 店 許 可 会 場	
出 店 許 可 期 間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
出 店 許 可 ブース数	張 (出店形態がテント販売の場合のみ記載)
出 店 許 可 品 目	
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営にあたっては、SAGA2024 国スポ玄海町売店設置運営要項、関係法令等を遵守すること。

(様式第7号)

年 月 日

SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会
会長 脇山 伸太郎 様

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____

売 店 出 店 料 免 除 申 請 書

SAGA2024 国スポにおいて、SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店料について、SAGA2024 国スポ玄海町売店設置運営要項第11第4号の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場 _____

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください)

	町内に事業所を有して営業している者
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労支援施設等
	公共的目的をもって出店する国又は地方公共団体
	宅配便を主として営業している者
	その他 SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会において特に認めるもの

(連絡担当者)

担当者所属: _____

担当者氏名: _____

電話番号: _____

F A X: _____

E-mail: _____

(様式第8号)

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者役職名及び氏名 様

SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会
会長 脇山 伸太郎

売店出店料免除決定通知書

SAGA2024 国スポにおいて、SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店料について、下記のとおり免除します。

記

1 免除対象出店会場

2 免除理由

以上

SAGA2024 国スポ玄海町識別用品整備要項（案）

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024 国スポ」（以下「国スポ」という。）において、玄海町で開催される競技会の円滑な運営を図るため、大会運営に従事する競技役員、競技補助員等の識別用品整備について必要な事項を定める。

2 整備品目

識別用品として整備する品目は、簡素・効率化を考慮して、原則として次のとおりとする。

- ア IDカード（カードケースを含む。）
- イ 服飾品（ポロシャツ、ベスト、ジャンパー等をいう。）
- ウ その他国スポ等の運営上必要が生じた識別用品

3 配布対象者

識別用品の配布対象者は、原則として次のとおりとする。ただし、競技又は配布対象者によっては、簡素・効率化を考慮し、一部整備品目のみの配布とすることができるものとする。

- (1) 大会役員
- (2) 競技役員
- (3) 競技補助員
- (4) 競技会係員
- (5) 競技会補助員
- (6) 選手、監督、大会関係者
- (7) 視察員、報道員
- (8) その他 SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が必要と認める者

4 識別用品の着用

配布対象者は、原則として識別用品を着用しなければならない。

5 識別用品のデザイン

識別用品のデザインは、原則として町実行委員会が指定するものとし、国スポに従事する競技役員、競技補助員等の識別を図ることができるものとする。ただし、競技団体が識別用品を整備する場合のデザインについてはこの限りではない。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における識別用品の整備についても、必要に応じてこの要項を準用する。

SAGA2024 国スポ玄海町保険加入要項（案）

1 趣旨

この要項は、玄海町で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024 国スポ」の開催期間中（開催準備業務及び撤収業務を含む。）に大会関係者や第三者に発生した事故等に対する補償について、必要な事項を定める。

2 契約

保険は、SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）が損害保険会社（以下「保険会社」という。）又は社会福祉法人玄海町社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じて保険会社と保険契約を締結する。

3 保険内容

町実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）損害賠償責任事故

開催期間中に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

町実行委員会が所有又は管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故により、第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。なお、町実行委員会が所有又は管理運営するものとは、競技会場、練習会場、駐車場、総合案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等を指す。

イ 医師等賠償事故

町実行委員会が管理運営する救護所等（練習会場、救護席も含む。）での医師又は看護師等の医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ 生産物賠償事故

町実行委員会及び町実行委員会が許可した者が競技会場等で提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

エ 受託者賠償事故

開催期間中に町実行委員会が借り受けた又は預かった第三者の財物を損壊させたことにより、損害賠償責任を負う事故をいう。

オ 競技会補助員賠償責任事故（社協関係）

競技会補助員の活動中の偶然な事故に起因して第三者に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

（2）傷害事故

ア 被保険者

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師、看護師及び町実行委員会事務局員（実施本部員を除く。）の大会関係者及び一般観覧者

イ 対象

被保険者が、下記（ア）（イ）及び（ウ）いずれかにおいて発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故をいう。

（ア） 開催期間中、業務に従事しているとき。

（イ） 該当業務に従事するために自宅又は宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上及び会場間の移動中。

（ウ） その他町実行委員会が必要と認めるとき。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

（1） 損害賠償責任事故

ア 故意又は重過失による事故

イ 地震、台風等の天災による事故

ウ その他保険約款上に定めのあるもの

（2） 傷害事故

ア 保険対象者の故意による事故

イ 地震、台風等の天災による事故

ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故

エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故

オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

（1） 開催期間中に事故が発生したときは、速やかに町実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。

（2） 町実行委員会は、前項の報告を受理した場合は、速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

（1） この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。

（2） この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（3） リハーサル大会における保険加入についても、この要項を準用する。

事 故 報 告 書

年 月 日

SAGA2024 国スポ玄海町実行委員会
 会長 脇山 伸太郎 様

報告者 所 属
 競技会場
 氏 名
 電 話

事故発生日時	年 月 日 () 時 分頃
事故発生場所	
事故発生状況 (できるだけ詳しく)	

【物損事故の場合】

被害物	被害物名
	被害状況
	被害物の写真【有 ・ 無】 撮影者氏名
所有者	住所
	氏名
	電話 () -

【傷害事故の場合】

負傷者	参加区分 選手・監督・役員・競技補助員・ボランティア・医師・看護師・()
	処置記録兼診療依頼書【発行番号No. 】
	住所
	氏名 年 月 日生 男 ・ 女
	電話 () -
	親権者氏名 ※18歳未満の子が負傷した場合のみ記入
医療機関	名称 電話 () -
	担当医師
傷害内容	傷病名
	症状・程度など

SAGA2024 国スポ玄海町大会報告書編成方針（案）

1 趣旨

この方針は、「SAGA2024 国スポ玄海町広報基本計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024 国スポ」の成果を記録し、未来に伝えるために作成する大会報告書の編成等に関する基本的な事項を定める。

2 方針

大会報告書は、記録写真を含むものとし、開催準備、競技会運営及び競技結果の記録とともに、競技や会場の雰囲気伝えられるものとする。

3 構成

報告書の構成については開催準備編、大会編、資料編の3部構成とする。

(1) 開催準備編

広報啓発活動、歓迎装飾、住民参画等

(2) 大会編

式典及び競技等の様子

(3) 資料編

開催準備経過概要、大会概要、競技別結果、総合成績、委員名簿等

4 配布

(1) 配布先及び作成部数

大会関係者等、配布する必要がある範囲を十分に検討し、配布先及び作成部数を定める。

(2) 配布時期

令和7年2月～3月（予定）

5 その他

この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。